

日本農業新聞

農作業事故は労基署報告

厚生労働省は21日、農家を含む個人事業者について、労働安全衛生法の対象にして、傷害事故などが起きた際に労働基準監督署に情報提供を求める方針を示した。個人事業者の事故を網羅的に把握できる仕組みをつくり、発生状況の分析や安全対策に生かす。同省は具体化に向けた報告書を年内にまとめる。

厚労省方針

個人も対象 実態把握へ

同日に東京都内で開いた有識者検討会に報告書案を示した。

「情報提供」の2通りを示した。企業などから請け負った業務上の事故で、死亡または入院などで4日以上休業した場合、発注した企業や管理事業者に報告義務を課す。一方、農家を含む個人事業者が自身の業務だけがをして休業した場合、本人が労基署に、情報提供をするとした。

遭うケースもある。同省は、情報提供の具体的な在り方を含めた制度の詳細について、各業種の特性を踏まえ、「関係省庁と連携しながら検討していく」(同課)とする。

国は農作業事故で、死亡事故件数については農水省が集計しているが、死亡に満たない傷害事故は把握していない。後遺障害が残る事故は死亡事故の2.5倍、入院や通院を要する傷害事故は同2.66倍発生しているとのJA共済連の推計もある。

国が把握している農作業事故は
氷山の一角に過ぎない



同省は「全業種が対象になる」(安全衛生部計画課)としており、建設現場で働く「一人親方」やフードデリバリーサービスの配達員に加え、自営の個人農家も対象になる。報告書案では、個人事業者の死傷事故について、「報告義務」と

個人の農家の場合、自身の農作業中の事故に関する情報提供が主になるとみられる。一方、農薬散布などの作業を請け負い、事故に

今後、制度で農作業事故の実態把握や分析、安全対策の検討が進む可能性がある。(古田島知則)